

IR事業者選定のRFPまでに内容の明確化をお願いしたいカジノ管理委員会規則

(但し、記載事項はあくまで案であり、実態としては事業者等とのコミュニケーションを行うことが望まれます。)

条	項	号	項目	条文	明確化をお願いしたい内容	優先度
2		7	定義	7 この法律において「カジノ行為」とは、カジノ事業者と顧客との間又は顧客相互間で、同一の施設において、その場所に設置された機器又は用具を用いて、偶然の事情により金銭の得喪を争う行為であって、海外において行われているこれに相当する行為の実施の状況を勘案して、カジノ事業の健全な運営に対する国民の信頼を確保し、及びその理解を得る観点から我が国においても行われることが社会通念上相当と認められるものとしてその種類及び方法を <b>カジノ管理委員会規則</b> で定めるものをいう。	カジノ行為として認められるゲームの「社会通念上相当と認められるものとしてその種類及び方法」について明確化を要望します。具体的には、どのようなゲームが許容されるかの概要を示して頂くとともに、顧客間のポーカールームやポーカートーナメント等のイベントを広く認めて頂きたいと考えております。これが認められるかどうかにより、IRの収益性や投資の内容及び金額に大きな影響を与えられと考えられます。	高
2		12	定義	12 この法律において「認可主要株主等」とは、会社（当該会社が持株会社（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第九条第四項第一号に規定する持株会社をいう。以下この項及び第四十条第一項第七号において同じ。）の子会社（持株会社がある総株主又は総出資者の議決権（株式会社にあっては、株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下同じ。）の過半数を保有する他の会社をいう。この場合において、持株会社及びその一若しくは二以上の子会社又は当該持株会社の一若しくは二以上の子会社がその総株主又は総出資者の議決権の過半数を保有する他の会社は、当該持株会社の子会社とみなす。第四十条第一項第七号において同じ。）であるときは、当該持株会社を含む。）の主要株主等基準値（次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める基準値をいう。以下同じ。）以上の数の議決権又は株式若しくは持分（以下「議決権等」という。）の保有者（他人（仮設人を含む。）の名義をもって保有する者を含み、国、地方公共団体その他これらに準ずるものとしてカジノ管理委員会規則で定める法人を除き、法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものは、これを当該法人でない社団又は財団の名義をもって保有される議決権等の保有者とみなす。以下同じ。）であって、第五十八条第一項若しくは第四項ただし書（これらの規定を第百三十一条及び第百六十四条において準用する場合を含む。）の認可を受けているもの又は第五十八条第一項（第百三十一条及び第百六十四条において準用する場合を含む。）の認可を受けて設立されるものをいう。この場合において、持株会社が保有する議決権又は議決権等の保有者が保有する議決権等には、金銭又は有価証券の信託に係る信託財産として所有する議決権等（委託者又は受益者が行使し、又はその行使について当該持株会社若しくは当該議決権等の保有者に指図を行うことができるものに限る。）その他カジノ管理委員会規則で定める議決権等を含まないものとし、信託財産である議決権等で、当該持株会社又は当該議決権等の保有者が委託者若しくは受益者として行使し、又はその行使について指図を行うことができるもの（カジノ管理委員会規則で定める議決権等を除く。）及び社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第百四十七条第一項又は第百四十八条第一項の規定により発行者に対抗することができない株式又はこれに係る議決権を含むものとし、一の者と株式又は持分の所有関係、親族関係その他 <b>カジノ管理委員会規則</b> で定める特別の関係にある者が議決権等の保有者であるときは、当該特別の関係にある者が保有する当該議決権等は、当該一の者がこれを保有しているものとみなす。	「その他カジノ管理委員会規則で定める特別の関係にある者」の明確化を要望します。認可主要株主等としてどこまで背面調査の対象になるかにより、コスト面の観点から民間事業者の参入意思決定に与える影響が大きいと考えられるためです。  また、この条文に限りませんが、背面調査全般についてそれぞれの調査の内容及び深度の概要だけでも示して頂きたく考えております。諸外国を見ても、当局側にある程度裁量を持たせているのは理解しておりますが、概要だけでも示して頂けるとIRへの参入を検討している関係者の意思決定（主にコスト面）を促進させることにつながります。	高
41		1	7 免許の基準等	七 申請認定区域整備計画に記載された特定複合観光施設区域におけるカジノ施設の数が一を超えず、かつ、当該カジノ施設のカジノ行為区画のうち専らカジノ行為の用に供されるものとして <b>カジノ管理委員会規則</b> で定める部分の床面積の合計が、カジノ事業の健全な運営を図る見地から適当であると認められるものとして政令で定める面積を超えないこと。	「専らカジノ行為の用に供されるものとしてカジノ管理委員会規則で定める部分」の明確化をお願いしたく、シンガポールと同様の方法により計算されることを要望申し上げます。また合わせてVIPフロアをMassのフロアと分けることが可能なかどうかについても合わせて明確にして頂ければ幸いです。許容されるカジノ面積やVIPフロアの取扱いIRの収益性及び投資金額に大きな影響を与えられと考えられるためです。  また、カジノの営業時間、喫煙に関する規制（VIPルームは喫煙できるようにできるか、喫煙ルームを作れるかなど）、及びVIPのゲーミング、についても何かしらの規制を設ける可能性があるのか、明確にして頂きたく考えております。	高
64		1	株主等の社会的信用確保等	第六十四条 カジノ事業者は、当該カジノ事業者の議決権等の保有者の十分な社会的信用を確保するために必要な措置として、当該議決権等の保有又は譲渡を制限する措置その他の <b>カジノ管理委員会規則</b> で定める措置を講じなければならない。	「カジノ事業者の議決権等の保有者の十分な社会的信用を確保するために必要な措置として、当該議決権等の保有又は譲渡を制限する措置その他のカジノ管理委員会規則で定める措置」には、譲渡制限付き株式による上場が認められるのかを明確にして頂くことを要望します。株式上場による資金調達可否は投資意思決定にも大きな影響を与えられ、諸外国でもIR事業者の上場が認められており、民間事業者の参入障壁を軽減するためにも必要と考えるためです。  一方で、上場に際して、反社会的勢力（反社）による株式保有を防止するための取得条項付株式（種類株式）の発行を強制したり、5%未満を保有している株主に関して、個人も含めた株主名簿の提出等、必要以上の規制を行うことは実質的に日本市場での株式上場を阻む可能性があり、検討を慎重に行う必要があることは承知しております。RFP開始時点で、将来の資金計画の策定を行う必要があるため、IR事業者の上場に関してその規制の全体像を明らかにしていただく必要があると考えております。  なお、日本の証券市場で流通している株式を購入する際には、口座開設時に金融機関による反社チェックのスクリーニングが行われているため、追加の反社チェックまでは必要ないのではないかと考えております。	中
85		1	2 特定資金貸付業務の規制	二 <b>カジノ管理委員会規則</b> で定める金額以上の金銭を当該カジノ事業者の管理する口座に預け入れている者	本邦内に住居を有しない外国人以外の者が特定資金貸付業務を受けるために必要となる「カジノ管理委員会規則で定める金額以上の金銭」の金額について明確化していただきたくご要望申し上げます。諸外国では、特定資金貸付を利用してゲームをするVIPが多く、この金額によりVIP誘致に大きな影響を与えられと考えられるためです。	中

**IR事業者選定のRFPまでに内容の明確化をお願いしたいカジノ管理委員会規則**

(但し、記載事項はあくまで案であり、実態としては事業者等とのコミュニケーションを行うことが望まれます。)

条	項	号	項目	条文	明確化をお願いしたい内容	優先度
95		1	5 契約の認可	五 前各号に掲げるもののほか、その契約の期間又はその契約に基づき支払う金額が <b>カジノ管理委員会規則</b> で定める期間又は金額を超える契約	認可が必要となる契約（すなわち背面調査の対象となる契約）の金額について明確化していただきたくご提言申し上げます。また、同項2号に同じく認可が必要となるカジノ事業者が行う業務の「委託」に係る契約について、いわゆるゼネコンのような「請負」契約もその対象に入るのかも明らかにして頂きたく考えております。ゼネコンやその他のサプライヤーのIR参入への意思決定（主にコスト面）に大きく影響を与えるためです。	中
104		1	チップの譲渡等の防止のための措置	第百四条 カジノ事業者は、 <b>カジノ管理委員会規則</b> で定めるところにより、顧客がチップを他人（自己と生計を一にする配偶者その他の親族（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者及び当該事情にある者の親族を含む。）及び当該カジノ事業者を除く。以下この款及び第百七十五条第一項において同じ。）に譲渡すること及びチップを他人から譲り受けることを防止するために必要な措置を講じなければならない。	カジノ管理委員会規則で定めるチップを「譲渡すること及びチップを他人から譲り受けることを防止するために必要な措置」についてどのような内容を想定しているのか明確化していただきたく要望申し上げます。内容次第では投資金額に影響を与えると考えられるためです。	高
104		2	チップの譲渡等の防止のための措置	2 カジノ事業者は、 <b>カジノ管理委員会規則</b> で定めるところにより、顧客がチップをカジノ行為区画の外に持ち出すことを防止するために必要な措置を講じなければならない。	カジノ管理委員会規則で定める「顧客がチップをカジノ行為区画の外に持ち出すことを防止するために必要な措置」についてどのような内容を想定しているのか明確化していただきたく要望申し上げます。内容次第では投資金額に影響を与えると考えられるためです。	高
108		1	カジノ行為関連景品類	第百八条 カジノ事業者その他の事業者は、カジノ行為関連景品類を提供するに当たっては、その内容、経済的価値又は提供方法が善良の風俗を害するおそれのあるものとして <b>カジノ管理委員会規則</b> で定める基準に該当することのないようにしなければならない。	<p>カジノ行為関連景品類として認められない「経済的価値又は提供方法が善良の風俗を害するおそれのあるものとしてカジノ管理委員会規則で定める基準」を明確にさせていただきたくご提言申し上げます。</p> <p>この中でフリークーポンやプロモーションナルチップといったそのままでは現金に換金することができない内容についても、カジノ行為関連景品類として認めて頂きたくご提言申し上げます。第73条第6項にてカジノ行為はチップ（「金銭の額に相当する価額を有する者として交付又は付与・・・」）を使用することが定められていますが、いわゆるノンネゴチップと言われるフリークーポンやプロモーションナルチップに関しては、IRのオペレーションや収益性に与える影響が大きい一方で、この定義を満たしているのかはっきりしないため、カジノ管理委員会規則で明らかにして頂きたく考えております。</p>	高
192		1	1 国庫納付金の納付等	イ 当該カジノ事業者が当該各月に顧客から交付等を受けたチップの価額（それと引換えに第七十三条第十項に規定する現金又は <b>カジノ管理委員会規則</b> で定めるものを交付したチップの価額を除く。）の総額 ロ 当該カジノ事業者が当該各月に顧客に対して交付等をしたチップの価額（第七十三条第八項に規定する現金による支払、 <b>カジノ管理委員会規則</b> で定める支払手段による支払若しくはカジノ行為関連景品類による支払又は同条第九項に規定するクレジットカードの利用による支払を受けて交付等をしたチップの価額を除く。）の総額	国交納付金の計算において、顧客から交付等を受けたチップの価額の対象外となる「カジノ管理委員会規則で定めるものを交付したチップの価額」及び顧客に対して交付等をしたチップの価額の対象外となる「カジノ管理委員会規則で定める支払手段」についてどのようなものを想定しているか明確にさせていただきたくご提言申し上げます。国庫納付金はIRの収益性に与える影響が非常に大きく、その計算方法について明確化しておく必要があると考えられるためです。	高

**上記以外でIR事業者選定のRFPまでに内容の明確化をお願いしたい事項**

<p>カジノ税制について非常に重要な部分を今後検討することになっていますが、カジノ税制の明確化は潜在的なIR事業者のIRへの参入意思決定に大きく影響を与えることと思料しています。そのため、以下のカジノ税制の内容の早期の明確をお願い申し上げますとともに、カジノ税制が諸外国の例にならない、常識的なものになるよう要望いたします。</p> <p>① カジノ行為関連景品類（特にVIP向け）の法人所得税上の取扱い ② 顧客の個人所得税の取扱い（所得の種類、源泉徴収の有無、源泉徴収の免除基準、損益通算の可否及び対象期間等） ③ カジノ売上について消費税が不課税であることの確認</p>	高
--	---

**昨今の状況を踏まえたご提言**

<p>新型コロナウイルスの蔓延に伴う影響を受け、海外事業者や金融機関の動向の見極めが極めて重要となっており、現実的なスケジュールへの検討が必要と想定されます。</p>	高
---	---